

Ⅲ 給与関係

1 給与関係業務の概要

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の定めにより、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する制度について絶えず研究を行い、給料表の適否について、毎年少なくとも1回、県議会及び知事に報告するとともに、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、随時、県議会及び知事に勧告することができることとなっている。

このため、本委員会は、昭和27年以来、毎年県内の民間事業所の給与実態を調査し、職員の給与との比較を行うとともに、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員給与やその他の事情をも考慮して、一般職の職員の給与等に関する報告を行い、必要に応じて勧告を行ってきている。

本委員会が、以上の報告及び勧告の基礎資料を得るために令和元年度に実施した調査の主なものは、次の表のとおりである。

給与等に関する報告及び勧告に関連する調査一覧

調査区分	内 容
職員給与等実態調査	一般職の職員15,251人について給料、諸手当の支給状況等を調査
職種別民間給与実態調査	人事院と共同して民間の148事業所の従業員の給料、諸手当、初任給及び給与改定の状況等を調査 ○調査事業所 … 企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上 ○調査職種 …… 76職種（行政職相当職種22職種、その他職種54職種） ○調査実人員 … 5,369人（初任給関係329人、初任給関係以外の調査職種5,040人）
国及び他の都道府県職員の給与関係	人事院勧告並びに国及び他の都道府県の給与制度等を調査
生計費等の調査	生計費及び消費者物価指数等の調査

このような調査結果を踏まえ、本委員会は、令和元年10月4日、県議会及び知事に対し、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は「2 職員の給与等に関する報告及び勧告」のとおりである。

(2) 給与制度の実施

給与等の勤務条件は、地方公務員法の定めにより、職員の権利を保障するとともに、住民の代表たる議会による公正な決定を行うため、条例で定めることとされているが、具体的な事項については、その多くが人事委員会規則に委ねられている。

これを受けて本委員会では、給与制度の実施に当たり、職務給の原則及び均衡の原則のもとに合理的な事務処理を図るとともに、条例及び規則に基づく承認事項等についても適正かつ公平な立場で処理している。

現在、制定されている人事委員会規則の主なものは、次のとおりである。

- 職員の給与の支給等に関する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- 職員の初任給調整手当に関する規則
- 職員の地域手当の支給に関する規則
- 職員の住居手当の支給に関する規則
- 通勤手当の支給に関する規則
- 職員の単身赴任手当の支給に関する規則
- 職員の特勤勤務手当の支給に関する規則
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則
- 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則
- 教育職員の教職調整額の支給等に関する規則

(3) 条例に対する意見

地方公共団体は、地方公務員法に定める根本基準に従って、職員に関する事項について条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないこととなっている。

これは、人事行政については、住民の代表たる議会に条例制定権を与えるとともに、一方で専門的・技術的な事項が多く、しかも職員の利害に影響するところが大きいため、専門機関である人事委員会の意見を聞くことにより、行政の公平を確保しようとするものである。

このため、本委員会においても、給与等勤務条件に関する条例の制定又は改廃について適宜検討し、地方公務員法に定める給与・勤務条件の基準に照らして議会に対し意見の申出を行っている。

令和元年度については、I 組織及び運営（5）のとおりである。

2 職員の給与等に関する報告及び勧告

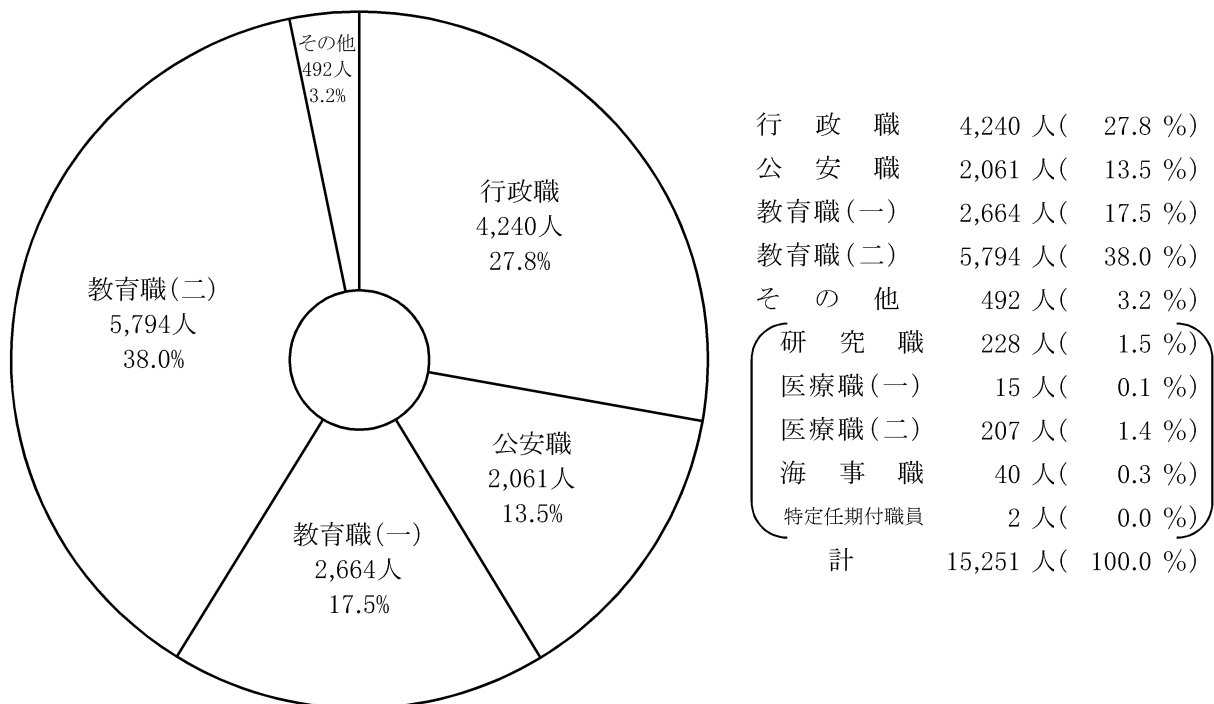
本委員会は、令和元年10月4日、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、県議会及び知事に対し、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

報告の概要

(1) 職員の給与等

本委員会が実施した「職員給与等実態調査」の結果によれば、平成31年4月1日現在における一般職の職員（技能労務職員、企業職員及び休職中の職員等を除く。）の給与等は、次のとおりである。

ア 人員構成



- (注) 1 再任用職員は含まれていない。
 2 本表とⅡ任用関係別表1～4における職員数は、調査対象職員が異なるため一致しない。
 (1及び2については、以下コの表までについて同じ。)

(参考) 年次別・給料表別人員構成

年 給料表	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
	全職種	人 15,968	人 15,794	人 15,721	人 15,650	人 15,597	人 15,600	人 15,502	人 15,453	人 15,380
行政職	4,331	4,265	4,237	4,219	4,216	4,221	4,257	4,282	4,291	4,240
研究職	229	232	227	226	231	233	229	223	225	228
医療職(一)	15	18	15	16	16	17	16	17	16	15
医療職(二)	251	241	239	241	234	239	232	214	206	207
海事職	39	39	41	41	38	39	39	41	38	40
公安職	2,016	2,006	1,997	2,014	2,037	2,033	2,032	2,034	2,042	2,061
教育職(一)	2,757	2,732	2,732	2,699	2,671	2,673	2,669	2,683	2,672	2,664
教育職(二)	6,330	6,261	6,233	6,194	6,154	6,145	6,028	5,959	5,888	5,794
特定任期付職員	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2

イ 給料表別・性別・年齢別人員構成（平成31年4月1日現在）

全 職 種 15,251 人

男 性		女 性	
3 人			0 人
1,628 人			785 人
1,475 人			796 人
1,200 人			742 人
1,037 人			721 人
847 人			537 人
747 人			452 人
646 人			415 人
736 人			514 人
657 人			635 人
330 人			288 人
43 人			17 人
9,349 人			5,902 人

年 齢	
60 歳 以 上	
56歳以上60歳未満	
52歳以上56歳未満	
48歳以上52歳未満	
44歳以上48歳未満	
40歳以上44歳未満	
36歳以上40歳未満	
32歳以上36歳未満	
28歳以上32歳未満	
24歳以上28歳未満	
20歳以上24歳未満	
20 歳 未 満	
合 計	

行 政 職 4,240 人

男 性		女 性	
0 人			0 人
458 人			100 人
420 人			103 人
399 人			140 人
359 人			157 人
307 人			114 人
235 人			111 人
205 人			99 人
229 人			176 人
225 人			181 人
117 人			84 人
14 人			7 人
2,968 人			1,272 人

研 究 職 228 人

男 性		女 性	
0 人			0 人
14 人			0 人
36 人			4 人
32 人			3 人
15 人			3 人
13 人			6 人
8 人			3 人
18 人			7 人
16 人			11 人
19 人			14 人
4 人			2 人
0 人			0 人
175 人			53 人

年 齢	
60 歳 以 上	
56歳以上60歳未満	
52歳以上56歳未満	
48歳以上52歳未満	
44歳以上48歳未満	
40歳以上44歳未満	
36歳以上40歳未満	
32歳以上36歳未満	
28歳以上32歳未満	
24歳以上28歳未満	
20歳以上24歳未満	
20 歳 未 満	
合 計	

医 療 職 (二) 207 人

男 性		女 性	
0 人			0 人
20 人			10 人
12 人			7 人
12 人			10 人
10 人			14 人
9 人			10 人
7 人			11 人
10 人			16 人
8 人			11 人
8 人			19 人
0 人			3 人
0 人			0 人
96 人			111 人

海 事 職 40 人

男 性		女 性	
0 人			0 人
3 人			0 人
6 人			0 人
6 人			0 人
8 人			0 人
7 人			0 人
1 人			0 人
3 人			0 人
0 人			1 人
4 人			1 人
0 人			0 人
0 人			0 人
38 人			2 人

年 齢	
60 歳 以 上	
56歳以上60歳未満	
52歳以上56歳未満	
48歳以上52歳未満	
44歳以上48歳未満	
40歳以上44歳未満	
36歳以上40歳未満	
32歳以上36歳未満	
28歳以上32歳未満	
24歳以上28歳未満	
20歳以上24歳未満	
20 歳 未 満	
合 計	

公 安 職 2,061 人

男 性		女 性	
0 人			0 人
177 人			0 人
113 人			1 人
146 人			3 人
165 人			11 人
205 人			15 人
277 人			20 人
228 人			13 人
226 人			28 人
177 人			35 人
137 人			45 人
29 人			10 人
1,880 人			181 人

教 育 職 (一) 2,664 人

男 性		女 性	
0 人			0 人
327 人			86 人
373 人			158 人
254 人			147 人
223 人			208 人
148 人			138 人
91 人			101 人
54 人			78 人
69 人			75 人
33 人			62 人
15 人			24 人
0 人			0 人
1,587 人			1,077 人

年 齢	
60 歳 以 上	
56歳以上60歳未満	
52歳以上56歳未満	
48歳以上52歳未満	
44歳以上48歳未満	
40歳以上44歳未満	
36歳以上40歳未満	
32歳以上36歳未満	
28歳以上32歳未満	
24歳以上28歳未満	
20歳以上24歳未満	
20 歳 未 満	
合 計	

教 育 職 (二) 5,794 人

男 性		女 性	
0 人			0 人
625 人			589 人
515 人			523 人
351 人			437 人
256 人			328 人
158 人			254 人
128 人			205 人
127 人			202 人
185 人			211 人
190 人			323 人
57 人			130 人
0 人			0 人
2,592 人			3,202 人

ウ 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢

(平成31年4月1日現在)

給料表	区分	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢 歳
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
全職種		15,251	9,349	5,902	12,840	602	1,801	8	43.7
行政職		4,240	2,968	1,272	3,036	216	988		42.4
研究職		228	175	53	225	3			41.3
医療職(一)		15	11	4	15				44.3
医療職(二)		207	96	111	181	26			41.8
海事職		40	38	2	12	12	8	8	44.2
公安職		2,061	1,880	181	1,294	17	750		38.1
教育職(一)		2,664	1,587	1,077	2,554	55	55		46.6
教育職(二)		5,794	2,592	3,202	5,521	273			45.5
特定任期付職員		2	2		2				53.7

エ 給料表別・性別・学歴別人員構成比

(平成31年4月1日現在)

給料表	区分	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種		100.0	61.3	38.7	84.2	3.9	11.8	0.1
行政職		100.0	70.0	30.0	71.6	5.1	23.3	
研究職		100.0	76.8	23.2	98.7	1.3		
医療職(一)		100.0	73.3	26.7	100.0			
医療職(二)		100.0	46.4	53.6	87.4	12.6		
海事職		100.0	95.0	5.0	30.0	30.0	20.0	20.0
公安職		100.0	91.2	8.8	62.8	0.8	36.4	
教育職(一)		100.0	59.6	40.4	95.9	2.1	2.1	
教育職(二)		100.0	44.7	55.3	95.3	4.7		
特定任期付職員		100.0	100.0		100.0			

- (注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

オ 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全 職 員	
	令和元年	平成30年	令和元年	平成30年
	円	円	円	円
給 料	326,799	328,828	358,101	360,790
扶 養 手 当	10,279	10,616	10,081	10,216
管 理 職 手 当	7,114	8,175	5,549	5,863
地 域 手 当	753	949	381	418
住 居 手 当	6,709	6,501	6,933	6,635
そ の 他	636	652	1,591	1,670
合 計	352,290	355,721	382,636	385,592

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成27年切替えに伴う経過措置額等を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。

力 級別・号給別人員分布（行政職給料表）

（平成31年4月1日現在）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		12		1					
2		2							
3		6				2			
4		53							1
5		15							
6		15					1		
7		5				1			
8		70							
9	9	18							1
10		16	11						
11		12	26						
12	8	49	18					1	
13	6	12	44						
14	1	19	17						2
15		10	17						1
16	8	48	8						1
17	7	11	43						
18	2	14	12						
19	1	8	15						
20	13	58	10						
21	2	7	29	8				3	
22	3	22	11	1					
23	1	13	12	7				1	
24	19	51	21	8					
25		1	35	11				1	
26	2	3	13	13				2	
27	2	1	15	17				5	
28	4		8	13				7	
29	83	1	33	25			8	9	
30	2		14	16			21	9	
31	3	1	15	24			42	5	
32	56		17	13			28	1	
33	6	1	29	31			16	3	
34	17		13	15			9		
35	1	2	5	18			14		
36	3		17	15			18		
37	5		16	18			11		
38	4		21	18			1		
39	4	1	7	22		1	15		
40	9	1	12	19			17		
41	3		8	24			11		
42	4		7	17			9		
43	1	1	5	24	2	1	9		
44	4	2	10	25	1		7		
45	4		6	21	2		10		
46	2	1	5	16	2		4		
47	1		3	20			5		
48	4	1	6	29	1		3		
49	5		3	30	2		2		
50	3		4	24	4	1	5		
51	3		2	24	5	5	4		
52	2		3	22	6	3			
53	4		1	20	5	11	2		
54	2		1	23	9	11			
55			2	27	6	13			
56	1		2	15	10	15	1		
57	1		3	22	4	8			
58				16	1	2			
59			1	27	3				
60			2	12	5				
61	3			24	10				
62	1			15	8				
63	1			24	10				
64			2	13	9				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	1		2	13	9				
66	1			7	10				
67	1		1	11	11				
68	1		1	8	29				
69	4		1	19	22				
70				12	16				
71			1	26	11				
72	1		2	9	15				
73	2			13	28				
74			1	10	18				
75			2	15	24				
76	1		1	21	26				
77	1		2	13	18	2			
78				9	17	1			
79			2	12	8	1			
80				11	19				
81	1	1		12	35				
82			1	12	25				
83	1			4	36	2			
84				8	28				
85	1			7	30				
86	1			9	31				
87			1	10	22				
88				4	14				
89	1			6	20				
90				6	40				
91			1	2	37				
92				3	40				
93				4	39				
94				11	29				
95				2	26				
96				6	29				
97				1	130				
98				5					
99			1	5					
100			1	2					
101				97					
102									
103									
104			1						
105									
106			1						
107									
108			1						
109									
110									
111									
112									
113			9						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	348	564	673	1,252	997	80	273	47	6

適用職員数	4,240 人
-------	---------

キ 扶養手当の支給状況

(平成31年4月1日現在)

区分 扶養親族数	該当職員数			
	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
1 人	2,469	1,075	1,214	180
2 人	2,342	943	2,263	104
3 人	1,745	1,239	1,737	57
4 人	592	529	592	26
5 人	66	60	66	11
6 人以上	10	9	10	2
計	7,224	3,855	5,882	380

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,283円（平均扶養親族数は2.1人）である。

ク 住居手当の支給状況

(平成31年4月1日現在)

区分	職員数	受給者					配偶者の居住する借家・借間		職員1人当たり平均手当額
		受給者数			受給者1人当たり平均手当月額	受給者数	受給者1人当たり平均手当月額		
		手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	手当月額27,000円以上の受給者					
全職種	人 15,251	人 4,246	人 21	人 2,089	人 2,136	円 24,889	人 5	円 12,000	円 6,933
行政職	4,240	1,150	6	573	571	24,707	3	11,000	6,709
研究職	228	91	1	53	37	23,477			9,370
医療職(一)	15	3		2	1	24,667			4,933
医療職(二)	207	58		26	32	25,364			7,107
海事職	40	11		4	7	24,473			6,730
公安職	2,061	626		307	319	25,184			7,649
教育職(一)	2,664	745	2	318	425	25,400	2	13,500	7,113
教育職(二)	5,794	1,562	12	806	744	24,728			6,666
特定任期付職員	2								

ケ 通勤事情

その1 通勤方法

(平成31年4月1日現在)

区分	全職員	交通機関				交通用具			交通機関交通用具併用	通勤手当非受給者
		鉄道	バス	その他	交通機関併用	自動車	原動機付自転車	自転車		
職員数	人 15,251	人 321	人 526	人	人 31	人 10,024	人 227	人 444	人 917	人 2,761
構成比	%	% 2.1	% 3.4	%	% 0.2	% 65.7	% 1.5	% 2.9	%	%
	100.0	5.8%				70.1%			6.0	18.1

- (注) 1 「交通機関」の欄の「その他」は、船等をいう。
 2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

その2 通勤手当の支給状況

(平成31年4月1日現在)

区 分	計	通 勤 形 態		
		交通機関利用	交通用具使用	交通機関 交通用具 併用
受 給 者	12,490人	878人	10,695人	917人
受給者1人当たりの平均手当額	13,889円	12,718円	9,636円	64,617円
職員1人当たり平均手当額	11,375円			

コ 年次有給休暇の使用状況

区分	使用日数																	計								
	平均使用 限度日数	0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日	職員数	平均使用 日数	平均 使用率
給料表	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全職種	37.5	193	290	697	1,113	1,396	1,693	1,788	1,788	1,660	1,349	1,346	711	363	227	110	54	27	19	8	8	8	5	14,853	12.3	33.0
行政職	37.4	67	42	143	265	383	466	480	489	520	418	439	239	98	60	27	9	9	6	2	5	1	2	4,170	12.7	34.5
研究職	37.5	5	1	7	13	16	31	20	38	26	18	26	10	2	5					2	1			221	12.7	34.5
医療職(一)	36.4	4			1	2	1	1			2		1											12	7.6	21.7
医療職(二)	37.0	7	2	6	10	22	27	18	28	25	24	13	14	3	4	1	1	1			1			207	12.6	34.5
海事職	35.5	4							1	3	5	14			2									29	15.6	44.5
公安職	38.4	18	58	137	234	268	305	269	211	155	115	96	53	24	16	10	3	8	2	1	1	1		1,985	10.3	27.2
教育職(一)	37.6	49	54	131	209	206	250	292	272	283	251	307	162	101	55	32	19	6	5	1		3	2	2,690	13.0	34.7
教育職(二)	37.4	39	133	273	380	499	613	708	749	648	516	451	231	135	85	40	22	3	6	2		3	1	5,537	12.3	33.0
特定任期付職員	17.7				1								1											2	13.0	73.0

(注) 1 平成31年4月1日現在に在職する職員(平成30年12月31日の時点で在職していた職員に限る。)の平成30年中における年次有給休暇の使用状況である。

(2) 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の434の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した148の事業所を対象に「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する5,369人について、平成31年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても、引き続き調査を実施した。

その主な調査結果は次のとおりである。

ア 初任給

項目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 ぎ	減 額	
大 学 卒	21.5 %	(47.3) %	(52.7) %	(-) %	78.5 %
高 校 卒	23.4	(46.5)	(53.5)	(-)	76.6

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

イ 給与改定

その1 給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	34.1 %	6.6 %	- %	59.3 %
課 長 級	25.9	12.0	-	62.1

その2 定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	93.2 %	93.2 %	24.3 %	6.6 %	62.3 %	- %	6.8 %
課 長 級	84.5	84.5	21.6	5.2	57.7	-	15.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所等を除いて集計した。

ウ 職種別給与額等

職種名	調査人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人 11	歳 52.2	円 591,740	円 260	円 591,480	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工場長	6	51.0	750,256	0	750,256	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)
	事務部長	127	53.3	551,002	2,026	548,976	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	技術部長	68	51.4	643,212	668	642,544	
	事務部次長	61	51.9	550,632	30	550,602	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長-課長間)
	技術部次長	11	51.6	482,223	0	482,223	
	事務課長	226	49.0	498,520	5,231	493,289	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	技術課長	185	48.8	560,237	8,590	551,647	
	事務課長代理	127	47.0	448,556	40,348	408,208	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者又は部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	78	44.4	519,448	83,208	436,240	
	事務係長	371	44.7	404,199	43,561	360,638	係の長及び係長級専門職
	技術係長	235	44.5	494,105	63,180	430,925	
	事務主任	246	41.6	331,741	30,572	301,169	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職(係長-係員間)
	技術主任	193	45.4	497,485	90,420	407,065	
事務係員	1,326	36.6	280,960	30,641	250,319		
技術係員	1,046	39.2	351,744	64,405	287,339		

(3) 職員給与と民間給与との比較

ア 月例給

令和元年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均641円(0.18%)下回っていた。

イ 特別給

令和元年の職種別民間給与実態調査の結果、平成30年8月から令和元年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額との4.51月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.45月)が民間事業所の特別給を0.06月分下回っていた。

(4) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による平成31年4月の消費者物価指数は、平成30年4月に比べ、全国では0.9%、大分市では0.6%それぞれ上昇していた。

また、本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した平成31年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ115,250円、144,820円、174,400円となっていた。

(5) 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、令和元年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

その結果、月例給については、民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給については、民間の支給割合(4.51月)に見合うよう改定を行い、勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分した。

(6) 本県の給与改定等

県内事業所の民間給与と職員給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均641円(0.18%)下回っていた。

また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.06月分下回っていた。

一方、人事院においては、本年の民間給与との給与較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差及び人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、民間給与との較差、人事院の報告及び勧告並びに他の都道府県の動向等を考慮して報告及び勧告を行っており、令和元年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与について所要の改定を行う必要があると判断した。(改定の内容等については、次頁参照)

令和元年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和元年10月4日
大分県人事委員会

〈 本年の給与勧告のポイント 〉

月例給、期末・勤勉手当ともに引上げ

- 1 月例給の引上げ (0.18%)
 - ・給料表について人事院勧告に準じて改定
 - ・扶養手当の経過措置額について所要の改定
- 2 期末・勤勉手当の引上げ (0.05月)

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

本委員会は、職員の給与等について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を実施

2 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所434のうちから無作為に148事業所を抽出し、本年4月分の給与等を実地調査

(1) 月例給

民間の事務・技術関係職種の従業員の給与と本県の行政職給料表適用職員の給与について、主な給与決定要素である役職段階・学歴・年齢の同じ者同士をラスパイレス方式により比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A)-(B)
359,079円	358,438円	641円 (0.18%)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない (比較対象職員の平均年齢は、43.0歳)。

2 職員給与については、知事部局等における定期人事異動後の給与を用いて比較した。

(2) 特別給 (期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の特別給の支給実績 (支給割合) と職員の年間の期末・勤勉手当の支給月数を比較

民間の年間支給割合 (A)	職員の年間支給月数 (B)	差 (A)-(B)
4.51月	4.45月	0.06月

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

ア 給料表

国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告 (初任給を引き上げるとともに、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について引上げ) に準じて改定

※中高年齢層は据置き

イ 扶養手当

アの改定を行っても民間給与との較差がなお残ることから、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の経過措置額について、所要の改定

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数の引上げ 4.45月分 → 4.50月分 (+0.05月分)

引上げ分は、人事院勧告に準じて勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月(支給済み)	1.30月(改定なし)
	勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)
令和2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

(3) 実施時期

月例給 平成31年4月1日
 期末・勤勉手当 令和元年12月1日

(4) その他(報告)

人事院が報告・勧告を行った住居手当の改定については、職員の実態や他の都道府県の状況等に留意しながら、慎重に検討することが必要

【参考】勧告による本年の職員給与の改定例(行政職 平均年齢42.4歳)

○平均給与月額

現行	改定後	改定額	改定額の内訳
353,749円	354,384円	635円 (0.18%)	給料 420円(0.12%) 扶養手当 213円(0.06%) はね返し分 2円(0.00%)

(注)1 「はね返し分」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

2 扶養手当の改定額は、手当制度見直しの趣旨や少子化対策の観点から子に係る扶養手当を300円引き上げた場合(9,500円→9,800円)の試算値である。

○平均年間給与

現行	改定後	改定額
5,845,000円	5,873,000円	28,000円(0.5%)

(注) 子に係る扶養手当を300円引き上げた場合(9,500円→9,800円)の試算値である。

4 公務運営の改善に関する課題

全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮できるように、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革の取組を推進していくことが極めて重要。公務運営の改善に関する課題について解決に向けた取組を進めるとともに、採用から退職に至るまでの人事管理全般について、中・長期的な視点を踏まえて検討を行うことが肝要

(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度を適正に活用するためには、客観性、公平性、透明性及び納得性を確保することが重要であり、引き続き、評価者研修の充実などに取り組んでいくことが必要

能力・実績の評価に当たっては、職員の勤務時間の長短にとらわれず、業務の遂行状況等を的確に把握することが必要

(2) 人材の確保と活用

○多様で有為な人材の確保

引き続き、優れた資質・能力を持った多様で有為な人材を幅広く積極的に確保するため、採用試験の見直しなどを推進

障がい者雇用について、取組を検証し、課題等に応じて見直しを行っていくことが重要

○政策県庁を担う人材の育成

職場研修（OJT）と職場を離れての研修（Off-JT）を適切に組み合わせて人材育成を行うとともに、職員が意欲と志を持って職務に従事し、高い成果を挙げられるよう、各職員の能力開発や専門性の向上を図っていくことが必要

○女性職員の活躍推進

引き続き、女性職員が働きがいを持って活躍できる環境整備に努めるとともに、その能力を十分に発揮できるようキャリア形成の支援と計画的な人材育成を行うことが必要

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

○長時間労働の是正

民間労働法制の改正等を踏まえ、長時間労働の是正に向け、より一層実効性ある取組を推進していくことが必要

組織全体として業務量削減や事務事業の見直しに取り組んだ上で、業務量に応じた適正な職員配置に努めるとともに、時間外勤務に対する意識改革を含めた業務の合理化・効率化を、強い取組姿勢を持って行うことが必要

年次有給休暇の取得しやすい環境をより一層整備し、引き続き計画的・連続的使用の促進に努めることが必要

○学校現場における教職員の負担軽減

中央教育審議会の答申や文部科学省の通知等を踏まえ、市町村教育委員会等と連携・協力を進め、教職員の負担軽減に積極的に取り組んでいくことが必要

○仕事と家庭の両立支援

女性、男性を問わず、育児・介護を行う職員が意欲をもって職務に従事できるよう、職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、職場全体で支援する勤務環境づくりに更に努めることが必要

○非常勤職員等の勤務環境の整備

令和2年4月からの会計年度任用職員制度の円滑な実施に向けて、規程整備などの準備を進めることが必要

非常勤職員等が十分に能力を発揮できるよう、引き続き適正な任用・勤務条件等を確保することが重要

(4) 職員の健康管理

勤務時間管理システムやタイムレコーダーなどにより職員の勤務実態を把握し、長時間勤務を行った者に対して産業医による面談など適切な措置を講じることが必要

(5) ハラスメントの防止

パワハラなど様々なハラスメントの防止について、法律改正に伴う厚生労働省の指針等を踏まえながら、周知啓発や相談対応を行うなど発生防止と排除のための取組を進めることが必要

(6) 公務員倫理の保持

職員は、県民全体の奉仕者として、高い倫理観・使命感を保持するとともに公務の公正かつ効率的な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要

任命権者は、職員への法令遵守及び服務規律の徹底を図る等、一層の取組が必要

(7) 定年の引上げをめぐる動向

定年の引上げについて、国の動向等を注視しながら、職員がモチベーションを維持し、能力及び経験を生かすことができるよう、本県の実情を踏まえ、所要の検討を進めることが必要